新潟県民間社会福祉職員退職積立基金規程 新旧対照表

見 直 後		現	行
附則	附則		
$1 \sim 8$ (略)	1~8 (略)		
9 この規程の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。			
(平成 16 年 4 月 1 日付け改正に伴う給付に関する経過措置 5)	(新設)		
5 基準日において本制度へ加入している者(基準日の前日に退職したとし			
た場合の加入期間が1年に満たない者および基準日に加入した者を除く。)			
が、令和6年4月1日以降に脱退し、同日現在において効力を有する新潟県			
民間社会福祉職員退職積立基金規程(以下「令和6年4月1日現在において			
<u>効力を有する規程」という。) 第 17 条、第 23 条または第 26 条第 1 項の支給</u>			
要件に該当したときの退職年金の額、遺族一時金の額または年金の一時払い			
の額は、前記1(平成 16 年4月1日付け改正に伴う給付に関する経過措置			
1)、前記3 (平成16年4月1日付け改正に伴う給付に関する経過措置3)、			
および令和6年4月1日現在において効力を有する規程第18条、第24条ま			
たは第26条第2項の規定にかかわらず、次の各号に定める金額とする。			
(1) 退職年金の額			
次のアおよびイに定める額のうち、大きい方の額を月額とする。			
ア 令和6年4月1日現在において効力を有する規程第 18 条の規定			
により算出した額			
イ 基準日の前日に退職したとした場合に、旧規程第 17 条第 2 項中			
「満 60 歳に達した月」とあるのを「令和 6 年 3 月」と読み替えて			
算出した額			
ただし、基準日の前日において退職したとした場合に旧規程第16			
条の支給要件に該当しない者については、旧規程第21条の規定に			
より算出した額を92.29626で除し、更に基準日の属する月から令			
和6年3月までの期間に応じた付表に定める率を乗じて得た額と			

<u>する。</u>

(2) 遺族一時金の額

ア 令和6年4月1日現在において効力を有する規程第 23 条第1号 アに該当する場合

次の(ア)または(イ)に応じ、各々に定める額とする。

- (7) 退職年金の額が第1号アにより算出した額のときは、令和6 年4月1日現在において効力を有する規程第 24 条第1号の 規定により算出した額
- (イ) 退職年金の額が第1号イにより算出した額のときは、令和6 年4月1日現在において効力を有する規程第 24 条第1号中 「別表4」とあるのを「旧規程別表4」と読み替えて算出し た額
- <u>イ 令和6年4月1日現在において効力を有する規程第 23 条第1号</u> <u>イに該当する場合</u>

次の(ア)または(イ)に定める額のうち、大きい方の額とする。

- (ア) 第1号アにより算出された額を退職年金の月額として、令和 6年4月1日現在において効力を有する規程第 24 条第2号 の規定により算出した額
- (イ) 基準日の前日に退職したとした場合に、旧規程第 21 条の規 定により算出した額
- ウ 令和6年4月1日現在において効力を有する規程第 23 条第2号 に該当する場合

<u>次の(ア)および(イ)に定める額のうち、大きい方の額とする。</u>

- (ア) 令和6年4月1日現在において効力を有する規程第24条第3号の規定により算出した額
- (イ) 基準日の前日に退職したとした場合に、旧規程第 21 条の規定により算出した額
- (3) 年金の一時払いの額

ア 令和6年4月1日現在において効力を有する規程第 26 条第2項

第1号に該当する場合

次の(ア)または(イ)に応じ、各々に定める額とする。

- (ア) 退職年金の額が第1号アにより算出した額のときは、令和6 年4月1日現在において効力を有する規程第 26 条第2項第 1号の規定により算出した額
- (イ) 退職年金の額が第1号イにより算出した額のときは、令和6 年4月1日現在において効力を有する規程第 26 条第2項第 1号中「別表4」とあるのを「旧規程別表4」と読み替えて 算出した額
- イ 令和6年4月1日現在において効力を有する規程第 26 条第2項 第2号に該当する場合

次の(ア)または(イ) に定める額のうち、大きい方の額とする。

- (ア) 第1号アにより算出した額を退職年金の月額として、令和6 年4月1日現在において効力を有する規程第 26 条第2項第 2号の規定により算出した額
- (イ) 基準日の前日に退職したとした場合に、旧規程第21条の規定により算出した額

(給付に関する経過措置6)

6 令和6年4月1日前に、同日付けで効力を有する前の新潟県民間社会福祉職員退職積立基金規程により給付を受ける権利を有する者(同日前において退職年金の支給を請求していない者は除く。)については、なお従前の例による。